

物品調達における障害者雇用認定事業者への優先発注制度について

長崎市が発注する物品購入において、積極的に障害者を雇用している事業者への優先発注を実施しています。

より一層の障害者雇用の促進及び安定を図るために、平成 27 年 1 月から、優先発注を行う対象業種に、賃貸借、業務委託の業種を追加します。

1 目的

積極的に障害者を雇用している事業者に対し、市の物品調達等において優先発注を行い、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的としています。

2 優先発注の内容

長崎市が発注する物品購入、賃貸借及び業務委託において、障害者雇用認定事業者のみを対象とした発注機会を設けます。

※ ただし、障害者雇用認定事業者の登録者数が少ない業種においては、本制度による優先発注を実施しないこともあります。

(1) 見積り合わせの場合

長崎市が発注する物品購入の案件（年間 2,000 件程度）の 5% を目標にして、6 (1) の障害者雇用プラスワン事業者のみによる見積り合わせを実施しますが、障害者雇用プラスワン事業者のみでは競争性が低いと認められる場合においては、6 (2) の障害者法定雇用事業者を含めて見積り合わせを実施します。

(2) 制限付一般競争入札の場合

長崎市が発注する物品購入、賃貸借及び業務委託の案件（年間 800 件程度）の 5% を目標として 6 (1) の障害者雇用プラスワン事業者及び 6 (2) の障害者法定雇用事業者のみを対象とした入札を実施します。

3 登録方法

長崎市障害者雇用認定事業者審査申請書により申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 詳しくは、「長崎市障害者雇用認定事業者審査申請書提出の手引き 平成 27 年用」をご確認ください。

4 申請期間

平成 26 年 11 月 4 日(火)～平成 27 年 10 月 30 日(金)

※上記期間中は随時申請を受け付けております。

5 登録要件

次の要件のすべてを満たす者

- (1) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿の物品購入、賃貸借又は業務委託に係る業種に登録がある者
- (2) 長崎市内に本店を有する者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している者（労働者 50 人未満の事業所においては障害者を 1 人以上雇用している者）

6 登録の種類

- (1) 障害者雇用プラスワン事業者
法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している者（労働者 50 人未満の事業所においては 1 人以上雇用している者）
- (2) 障害者法定雇用事業者
法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している者

7 登録の有効期間

申請日の翌々月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

（最長：平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで）

8 その他

障害者雇用認定事業者の登録は、1 年ごとの申請手続きが必要です。

9 申請書提出先

長崎市総務局理財部契約検査課 総務係

電 話 095-829-1160

ファックス 095-829-1129

10 制度についての問い合わせ先

長崎市総務局理財部契約検査課 物品契約係

電 話 095-829-1277

ファックス 095-829-1129